

一般会計等財務書類における注記

1. 重要な会計方針

(1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

- ① 有形固定資産……………取得原価
ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。
 - ア. 昭和59年度以前に取得したもの……………再調達原価
ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額1円としています。
 - イ. 昭和 60 年度以後に取得したもの
取得原価が判明しているもの……………取得原価
取得原価が不明なもの……………再調達原価
ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。
- ② 無形固定資産……………取得原価

(2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

- ① 満期保有目的有価証券……………該当なし
- ② 満期保有目的以外の有価証券
 - ア 市場価格のあるもの……………該当なし
 - イ 市場価格のないもの……………取得原価
- ③ 出資金
 - ア 市場価格のあるもの……………該当なし
 - イ 市場価格のないもの……………出資金額

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

該当する資産はありませんでした。

(4) 有形固定資産等の減価償却の方法

- ① 有形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法
なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物	8年～50年
工作物	8年～60年
物品	3年～15年
- ② 無形固定資産（リース資産を除きます。）……………該当なし

(5) 引当金の計上基準及び算定方法

- ① 投資損失引当金……………該当なし
- ② 徴収不能引当金
未収金及び長期延滞債権については、過去 5 年間の平均不納欠損率により（または個別に回収可能性を検討し）、徴収不能見込額を計上しています。

③ 退職手当引当金

期末自己都合要支給額を計上しています。

退職手当債務から組合への加入時以降の負担金の累計額から既に職員に対し退職手当として支給された額の総額を控除した額に、組合における積立金額の運用益のうち斑鳩町へ按分される額を加算した額を控除した額を計上しています。

④ 損失補償等引当金 …………… 該当なし

⑤ 賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(6) リース取引の処理方法

① ファイナンス・リース取引

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

② オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(7) 資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物（斑鳩町会計規則において、歳計現金等の保管方法として規定した預金等をいいます。）

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

(8) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

① 物品及びソフトウェアの計上基準

物品については、取得価額または見積価格が50万円（美術品は300万円）以上の場合に資産として計上しています。

ソフトウェアについても物品の取扱いに準じています。

② 資本的支出と修繕費の区分基準

資本的支出と修繕費の区分基準については、金額が50万円未満であるときに修繕費として処理しています。

2. 重要な後発事象

(1) 主要な業務の改廃

水道事業について、令和7年度から奈良県広域水道企業団が行うこととなったため、令和7年度より水道事業会計が廃止されます。

(2) 組織・機構の大幅な変更

該当なし

(3) 地方財政制度の大幅な改正

該当なし

(4) 重大な災害等の発生

該当なし

3. 追加情報

(1) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

- ① 一般会計等財務書類の対象範囲は次のとおりです。
一般会計
- ② 地方自治法第 235 条の 5 に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。
- ③ 表示単位未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。
- ④ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率の状況は、次のとおりです。

(単位：%)

	令和4年度比率	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	-	14.15	20.00
連結実質赤字比率	-	19.15	30.00
実質公債費比率	8.1%	25.0	35.0
将来負担比率	9.6%	350.0	

- ⑤ 利子補給等に係る債務負担行為の翌年度以降の支出予定額 -千円

- ⑥ 繰越事業に係る将来の支出予定額 457,893千円

(2) 貸借対照表に係る事項

- ① 地方交付税措置のある地方債のうち、後年度の普通交付税の算定基礎である基準財政需要額に含まれることが見込まれる金額 5,154,984 千円
- ② 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく将来負担比率の算定要素は、次のとおりです。

将来負担比率の算定要素

(単位：千円)

標準財政規模	6,698,295
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	729,612
将来負担額	14,749,791

充当可能基金額	3,878,829
特定財源見込額	2,323,018
地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額	7,972,133

(3) 純資産変動計算書に係る事項

純資産における固定資産等形成分及び余剰分（不足分）の内容

① 固定資産等形成分

固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金等を加えた額を計上しています。

② 余剰分（不足分）

純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上しています。

(4) 資金収支計算書に係る事項

① 基礎的財政収支 331,496千円

② 資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額との差額の内訳

（単位：千円）

資金収支計算書の業務活動収支	556,822
資本的国県等補助金等	171,850
減価償却費	-729,328
徴収不能引当金の増減額	-668
退職手当引当金の増減額	156,404
賞与引当金の増減額	-5,751
未払金の増減額	5
未収債権の増減額	3,584
長期延滞債権の増減額	571
固定資産売却益	2,401
固定資産売却損	0
純資産変動計算書の本年度差額	155,890

③ 一時借入金

資金収支計算書上、一時借入金の増減額は含まれていません。

なお、一時借入金の限度額及び利子額は次のとおりです。

一時借入金の限度額	1,000,000 千円
一時借入金に係る利子額	70 千円

全体財務書類における注記

1. 重要な会計方針

(1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

- ① 有形固定資産……………取得原価
ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。
 - ア. 昭和59年度以前に取得したもの……………再調達原価
ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額1円としています。
 - イ. 昭和 60 年度以後に取得したもの
取得原価が判明しているもの……………取得原価
取得原価が不明なもの……………再調達原価
ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。
- ② 無形固定資産……………取得原価
なお、地方公営企業においては原則、取得原価としています。

(2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

- ① 満期保有目的有価証券……………該当なし
- ② 満期保有目的以外の有価証券
 - ア. 市場価格のあるもの……………該当なし
 - イ. 市場価格のないもの……………取得原価
- ③ 出資金
 - ア. 市場価格のあるもの……………該当なし
 - イ. 市場価格のないもの……………出資金額

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

該当する資産はありませんでした。

(4) 有形固定資産等の減価償却の方法

- ① 有形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法
なお、主な耐用年数は以下のとおりです。
「その他」には、地方公営企業における「機械及び装置」が該当します。

建物	8年～50年
工作物	8年～60年
その他	9 年～20年
物品	2 年～40年
- ② 無形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法
- ③ リース資産
所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
……………該当なし

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
……………リース期間を耐用年数とし、残存価値をゼロとする定額法。

(5) 引当金の計上基準及び算定方法

① 投資損失引当金……………該当なし

② 徴収不能引当金

未収金及び長期延滞債権については、過去5年間の平均不納欠損率により（又は個別に回収可能性を検討し）、徴収不能見込額を計上しています。

また、地方公営企業においては、債権の不納欠損に備えるため、回収不能見込額を計上しています。

③ 退職手当引当金

期末自己都合要支給額を計上しています。

退職手当債務から組合への加入時以降の負担金の累計額から既に職員に対し退職手当として支給された額の総額を控除した額に、組合における積立金額の運用益のうち斑鳩町へ按分される額を加算した額を控除した額を計上しています。

④ 損失補償等引当金……………該当なし

⑤ 賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末手当、勤勉手当等及びそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(6) リース取引の処理方法

ファイナンス・リース取引

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の売買借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(7) 全体資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物（斑鳩町会計規則において、歳計現金等の保管方法として規定した預金等をいいます。）

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

(8) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

ただし、地方公営企業については、税抜方式によっています。

2. 追加情報

(1) 全体会計対象団体（会計）

① 一般会計

② 国民健康保険事業特別会計

③ 介護保険事業特別会計（保険事業勘定）

④ 介護保険事業特別会計（介護サービス事業勘定）

- ⑤ 後期高齢者医療特別会計
- ⑥ 水道事業会計
- ⑦ 下水道事業会計

(2) 出納整理期間

地方自治法第 235 条の 5 に基づき、出納整理期間を設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

なお、出納整理期間を設けていない会計と出納整理期間を設けている会計との間で、出納整理期間に現金の受払い等があった場合は、現金の受払い等が終了したものとして調整しています。

連結財務書類における注記

1. 重要な会計方針

(1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

- ① 有形固定資産……………取得原価
ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。
 - ア. 昭和59年度以前に取得したもの……………再調達原価
ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額1円としています。
 - イ. 昭和 60 年度以後に取得したもの
取得原価が判明しているもの……………取得原価
取得原価が不明なもの……………再調達原価
ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。
- ② 無形固定資産……………取得原価
なお、地方公営企業、第三セクター等においては原則、取得原価としています。

(2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

- ① 満期保有目的有価証券……………該当なし
- ② 満期保有目的以外の有価証券
 - ア. 市場価格のあるもの……………該当なし
 - イ. 市場価格のないもの……………取得原価
- ③ 出資金
 - ア. 市場価格のあるもの……………該当なし
 - イ. 市場価格のないもの……………出資金額

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

該当する資産はありませんでした。

(4) 有形固定資産等の減価償却の方法

- ① 有形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法
なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物	8 年～50年
工作物	10年～60年
その他	9 年～20年
物品	2 年～40年
- ② 無形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法
- ③ リース資産
所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
……………該当なし

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
……………リース期間を耐用年数とし、残存価値をゼロとする定額法。

(5) 引当金の計上基準及び算定方法

① 投資損失引当金……………該当なし

② 徴収不能引当金

未収金及び長期延滞債権については、過去5年間の平均不納欠損率により（又は個別に回収可能性を検討し）、徴収不能見込額を計上しています。

また、地方公営企業においては、債権の不納欠損に備えるため、回収不能見込額を計上しています

③ 退職手当引当金

期末自己都合要支給額を計上しています。

退職手当債務から組合への加入時以降の負担金の累計額から既に職員に対し退職手当として支給された額の総額を控除した額に、組合における積立金額の運用益のうち斑鳩町へ按分される額を加算した額を控除した額を計上しています。

④ 損失補償等引当金……………該当なし

⑤ 賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末手当、勤勉手当等及びそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(6) リース取引の処理方法

ファイナンス・リース取引

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(7) 連結資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物（各会計規則において、歳計現金等の保管方法として規定した預金等をいいます。）

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

(8) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

ただし、地方公営企業については、税抜方式によっています。

2. 追加情報

(1) 連結対象団体（会計）

- ① 一般会計
- ② 国民健康保険事業特別会計
- ③ 介護保険事業特別会計（保険事業勘定）
- ④ 介護保険事業特別会計（介護サービス事業勘定）
- ⑤ 後期高齢者医療特別会計
- ⑥ 水道事業会計
- ⑦ 下水道事業会計
- ⑧ 奈良県後期高齢者医療広域連合
- ⑨ 王寺周辺広域休日応急診療施設組合
- ⑩ 老人福祉施設三室園組合
- ⑪ 奈良県市町村総合事務組合
- ⑫ 奈良県広域消防組合
- ⑬ 奈良県広域水質検査センター組合
- ⑭ 斑鳩町文化振興財団
- ⑮ 斑鳩町社会福祉協議会
- ⑯ 斑鳩町観光協会

(2) 出納整理期間

地方自治法第 235 条の 5 に基づき、出納整理期間を設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

なお、出納整理期間を設けていない会計と出納整理期間を設けている会計との間で、出納整理期間に現金の受払い等があった場合は、現金の受払い等が終了したものとして調整しています。